

ウ(ア) 生活支援について

項 目	取 組 内 容
(1) 住宅対策	<p>○職や住居を失った求職者に対する住居のあっせん・提供 ○国と連携し、世帯向けには雇用促進住宅（岩手労働局）を、単身者向けには県営住宅（岩手県）をあっせん・提供する。</p>
①雇用促進住宅の優先入居等（ハローワークと連携）	<p>○雇用促進住宅の優先入居（ハローワークと連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者に対し、世帯向けに雇用促進住宅をあっせん・提供 ・一般住宅への入居可能戸数 325戸（H21.12月現在）うち16戸に入居（H22.1月5日現在） ・廃止決定住宅への入居可能戸数：143戸（H21.2月1日現在） <p>○国の「離職者住居支援給付金」の周知を推進</p> <p>世界的な金融危機の影響等により、やむを得ず派遣労働者または有期契約労働者との契約の中途解除や雇止め等を行った場合でも、離職後も引き続き住居を無償で提供した場合または住居に係る費用の負担をした事業主の方に助成する制度</p> <p>【制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事業主 ① 再就職援助計画を作成し、管轄の公共職業安定所長に提出し、認定を受けること。 ② 次のいずれかに該当する労働者に住居を提供している必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ア 住居の支援を目的とした再就職援助計画の対象者。 イ 支給対象事業主に、雇用保険の被保険者として雇用されていた者。 イ 離職の日の前日依然から支給対象事業主に有償無償を問わず住居の提供を受けていた者。 ・支給額 <p>対象労働者1名につき、1か月当たり4万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成期間 <p>離職日の翌日から～6か月分まで</p> <p>※ 20年12月9日遡及適用</p>
②県営住宅の提供	<p>○雇止め等による離職と同時に社宅や社員寮の退去を余儀なくされた者で、雇用促進住宅で対応できない者のため、公営住宅の目的外使用により例外的に県営住宅の使用を許可する。</p> <p>【入居の主な条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居期間 <p>あらかじめ離職退去者から必要な期間を聴き、新たな居住の場を確保するための期間を考慮して設定。ただし、当該離職退去者の住宅に困窮する実情や県営住宅のストック状況等を勘案の上、継続して使用させる必要があると認められる場合には、最初の許可日から1年を限度として更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料 <p>県営住宅に既に入居している最も収入が低い階層に適用する家賃の半額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>敷金及び連帯保証人は不要</p>
(2) 生活費対策	<p>○離職者に対する生活福祉資金等の貸付、生活保護や、各種保険料、一部負担等の減免による生活費支援</p>
①生活福祉資金等の貸付	<p>○離職者対策資金貸付（東北労働金庫と連携）</p> <p>企業の倒産又は事業の不振若しくは縮小等事業主の都合により離職した方で、次の全ての条件を満たす方（ただし、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された方を除く。）に対し貸付けする制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職後1年以内であって、求職活動（公共職業安定所への求職の申込）を行っている方 ・原則として県内に1年以上居住している方（雇止め等によって県内に規制してきた場合は、原則として帰省する直前の居住地で1年以上居住していた方） ・離職時の事業所に1年以上勤務していた方 ・公共職業安定所から雇用保険受給資格者証の交付を受けている方（既に基本手当の所定給付日数の受給を終了している場合は、終了してから6か月以内の方） <p>【制度の概要：融資の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：100万円 ・融資利率：年0.75%（別に保証料、年1.2%が必要） ・返済期間：10年以内（1年以内の据置期間を設定できる） ・保証人：東北労働金庫所定の条件による（原則として1名の連帯保証人） ・返済方法：元利均等月賦返済

項 目	取 組 内 容
	<p>○東北労働金庫の「就職安定資金融資」の周知を強力に推進</p> <p>事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援</p> <p>【制度の概要：貸付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者 ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと ③ 貯金・資産がないこと ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者 ・資金使途 <ul style="list-style-type: none"> ① 住居入居初期費用 <ul style="list-style-type: none"> ア 敷金・礼金・前家賃・仲介手数料・火災保険料・入居保証料：上限40万円 イ 転居費及び家具什器費：上限10万円 ② 家賃補助費：上限36万円（6万円×6か月） ③ 生活・就職活動費（常用就職活動費）：上限90万円（15万円×6か月） ・貸付利率：年1.5%（信用保証料含む） ・担保・保証人：不要 ・返済方法 <ul style="list-style-type: none"> 元金据置6か月。10年以内に元金等月賦償還（最終弁済時年齢65歳） ・返済免除 <ul style="list-style-type: none"> 貸付6か月後の時点で雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額の一部免除
①生活福祉資金等の貸付	<p>○生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）</p> <p>社会福祉協議会において、生計中心者の失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し生活費等を貸付する制度。</p> <p>【制度の概要：借入理由、貸付額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金：失業等による生活費の不足→単身で月15万円・複数世帯で月20万円以内（最長1年間） 住宅確保のための住宅入居費：40万円以内 等（年利1.5%） ・福祉資金（緊急小口資金）：臨時的な生活費の不足→10万円以内（無利子） ・教育支援資金：高校・大学等の学費の不足→高校 月3万5千円・大学 月6万5千円以内（無利子） ・不動産担保型生活資金：不動産を担保に生活費を貸付→月30万円以内（年利3%） <p>○ひとり親家庭等に対する相談対応、母子・寡婦福祉資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭や寡婦を対象とし、母子家庭等就業・自立支援センター（岩手県福祉総合相談センター内）において就業相談員による相談対応、職業紹介等を実施 ・広域振興局等保健福祉環境部において母子自立支援員等による相談対応、母子・寡婦福祉資金（生活資金、修学資金等）の貸付を実施、生活安定期間の貸付け無利子枠の拡大・一括貸付等の実施 <p>【制度の概要：借入理由、貸付額等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活資金：知識技能習得、医療介護期間の生活維持、失業中の生活安定等：一般月額103,000円（1年以内）、技能月額141,000円（3年以内）、利率年1.5%又は無利子 ・修学資金：高校、大学、専修学校等の修学費：月額29,000～96,000円、無利子 ・技能習得資金：就職等のための知識技能の習得：月額65,000円（3年以内）ほか、無利子
②生活保護の迅速な対応	<p>○生活保護制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮している国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立助長を図ることを目的とする制度。 ・失業を理由とする場合も、収入・資産・能力活用など要件に該当する限り保護の対象となるもの。 ・平成22年度は、就労支援相談員を増員し生活保護受給者の就職支援を強化。
③各種保険料、一部負担金等の減免	<p>○国民健康保険税等の減免、各種給付に伴う自己負担額の減免、徴収猶予等</p> <p>【制度の概要：軽減措置、実施機関・実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険：特別な理由（失業等の収入の著しい減少等）があったとき <ul style="list-style-type: none"> ①一部負担金の減免・徴収免除等、②国民健康保険税の減免：市町村（34） ・介護保険：当該年の所得の見積り額が前年中の合計所得金額の一定割合以上に減少したとき <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険料の徴収猶予・減免②介護保険の利用料の減免：市町村（20）、広域連合（1）、一部事務組合（3） ・保育所：失業、疾病等により収入が著しく減少したとき、保育料を減免：市町村 ・児童保護措置費：失業等により前年に比し所得に著しい変動があったとき、当該年の推計所得に対応した自己負担額に減免：福祉総合相談センター・児童相談所 ・小児慢性特定疾患治療研究事業、療育医療、結核児童療養給付、自立支援医療（育成医療） <ul style="list-style-type: none"> ：前年度と当該年度の所得に著しい変動があったとき（失業等を含む）、弾力性のある取扱いが可能（自己負担額の減免等）：保健所 ・自立支援医療（更生医療、精神通院医療）：失業等により収入が著しく減少したとき <p>※国民健康保険、介護保険、保育料等については、保険者である市町村等ごとの条例及び要綱において、詳細な基準が規定されていること</p>

項 目	取 組 内 容
※県立産業技術短期大学校等の授業料減免の申請の受付・相談（県立高等学校授業料と同様の取扱い）	<p>○県立産業技術短期大学校・県立職業能力開発校の授業料の減免</p> <p>【制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <ol style="list-style-type: none"> ① 生活保護法の世帯で、他に授業料を援助する者がいないもの ② 授業料を援助する者が不慮の災害、病気又は死亡のため授業料納付することが困難な者 ③ 上記に準ずる者で、知事が経済的事情により学業の継続が困難と認めたもの ・減免の額 全額又は2分の1
※県立看護師養成所授業料の減免（県立高等学校授業料と同様の取扱い）	<p>○県立看護師養成所授業料の減免</p> <p>【制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <ol style="list-style-type: none"> ① 生活保護世帯 ② 授業料相当額を援助する者が不慮の災害等のため授業料納付が困難となった者、 ③ その他知事が授業料を減免することが適当と認めたもの ※看護職員修学資金の貸付を受ける者は除く。（貸付金額32,000円/月、授業料10,800円/月） ・減免の額 全額又は2分の1
②高校等奨学金の緊急貸与の申請の受付・相談	<p>○若手県育英奨学会奨学金（タイプA緊急採用）</p> <p>【制度の概要】 高等学校又は専修学校高等課程に在学し、概ね1年以内に失職、会社の倒産、病気等による家計の急変のため奨学金を希望する人を対象とした制度</p> <p>【募集時期】 4月から翌年の2月まで随時</p> <p>【貸与月額】 18,000円 23,000円 30,000円 35,000円 無利子</p> <p>【学力基準】 学習意欲があり、学業を確実に修了できると学校長が認める者（成績の数値基準なし）</p>
③私立高校の授業料減免の周知	<p>○私立高等学校の授業料の減免</p> <p>私立学校等を設置する学校法人において、家計急変、経済的理由による授業料減免事業を行っていることから、当該制度が十分活用されるよう周知を図る。 ※参考：当該事業を行う学校法人に対し、県はその経費に対する補助を実施 【H22年度当初予算：15,362千円】</p>
④県立大学の授業料減免 ⑤看護師等修学資金の拡充	<p>○県立大学の授業料減免</p> <p>授業料の減免を、引き続き実施。</p> <p>○看護職員養成施設及び大学院に在学する者で、将来県内の特定施設等において一定期間看護職員の業務に従事しようとする者に対する修学資金貸付の実施（H21から貸付限度額を増額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額： 【保健師・助産師・看護師】 （国公立施設）現行：月額32千円 ⇒ 改定額：月額51千円 （私立施設）現行：月額36千円 ⇒ 改定額：月額60千円 【准看護師】 （国公立施設）現行：月額15千円 ⇒ 改定額：月額23千円 （私立施設）現行：月額21千円 ⇒ 改定額：月額35千円 【大学院】 （国内）現行：月額83千円 ⇒ 改定額：月額88千円 ・返還：県が設定する期間内に返還 ・返還免除：卒業後県内の特定施設等において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合など、一定の要件を満たす場合に免除

介護雇用プログラムについて

1 事業名

介護雇用プログラム推進事業

2 事業の概要

(1) 事業の目的

県内の厳しい雇用情勢を踏まえ、今後増大していく介護サービス需要に対応していくため、政府が緊急雇用対策の一つとして打ち出した、『働きながら資格を取る』介護雇用プログラム」を実施し、介護現場における緊急の雇用拡大と人材の確保・育成を図る。

(2) プログラムの概要

介護事業者等が離職失業者等を有期雇用（1年以内で更新し、最長2年。）し、雇用された離職失業者等は、介護施設等で業務に従事しながら、介護資格（介護福祉士又はホームヘルパー2級）を取得するもの。

県は、介護事業者等にプログラムの実施を委託し、被雇用者の人件費や養成講座の受講費用等を負担する。

(3) 実施予定人数

ア 介護福祉士コース 30人
イ ホームヘルパー2級コース 60人

(4) 事業の効果

- ・ 介護分野において新たな雇用が創出されるとともに、需要が増大している介護人材の確保・育成につながるもの
- ・ 離職失業者等にとっては、介護施設等で給与を得て働くことにより当面の生活の安定を得ながら、介護資格を取得することにより、その後の求職にも活用できるもの。

3 予算要求額

286,899千円 内訳 平成21年度2月補正予算 3,899千円
平成22年度当初予算 282,972千円

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して実施

4 担当

保健福祉部 長寿社会課 介護福祉担当 (内線 5442)
障がい保健福祉課 障がい福祉担当 (内線 5449)

ウ（イ） 離職者等に対する職業訓練の拡充・実施について

〔基本的な考え方〕

依然として厳しい雇用情勢が続いている中、離職者等の再就職を支援するため、再就職者に必要な資格取得や技能習得等の職業訓練を地域の求職者の動向、職業訓練ニーズ等を踏まえ機動的に実施する。

〔拡充等のポイント〕

① 訓練コース、訓練人数を拡充

（国（（独）雇用・能力開発機構）からの移譲分も含め県実施分を拡充）

平成 21 年度 72 コース、1,179 名

平成 22 年度 100 コース、1,627 名

② 地域ごとに雇用需要の見込まれる分野に関するコースの開設

上記①のうち

- ・ 介護基礎研修コース （2 コース 40 名）
- ・ IT 関連コース （4 コース 60 名）
- ・ 技術・技能系コース （4 コース 60 名）

〔広域振興局別訓練計画〕

	平成 22 年度		平成 21 年度	
盛岡広域	23 コース	420 名	14 コース	275 名
県南広域	43 コース	712 名	37 コース	611 名
沿岸広域	19 コース	290 名	13 コース	180 名
県北広域	15 コース	205 名	8 コース	113 名
計	100 コース	1,627 名	72 コース	1,179 名

※ 平成 21 年度比 28 コース、448 名増

エ(ア) 新卒者等の就業応援プログラムについて

1 事業の概要

雇用環境の悪化により、就職先が未定のまま卒業する若者が増加することが見込まれるため、ジョブカフェ等と連携して、就業体験やセミナー等の事業を実施して、若者の就業を支援する。

2 事業の内容 [(1)~(4):委託、(5):県直営] (予算額 96,484千円)

(1) 就業支援プログラム事業

就職基礎力の向上を目指し、未就職者に対し、就活の基本的な知識習得や職業観向上のためのセミナー等を実施

(2) ジョブカフェ等連携事業

ジョブカフェ等のキャリア・カウンセリングを通じて、登録者の特性に応じた支援方法を提示し、事業中及び事業終了後のフォローを実施

(3) 就業体験事業

未就職者のモチベーションを向上させるための激励イベントの開催や短期の就業体験のコーディネートを実施

(4) キャリア・カウンセリング研修事業

ジョブカフェの就業支援員等にキャリア・カウンセリング研修を受講させ、未就職者等の支援スキルを向上させ、よりきめ細やかなサービスを実施

(5) 非常勤職員緊急雇用事業(若年者枠)

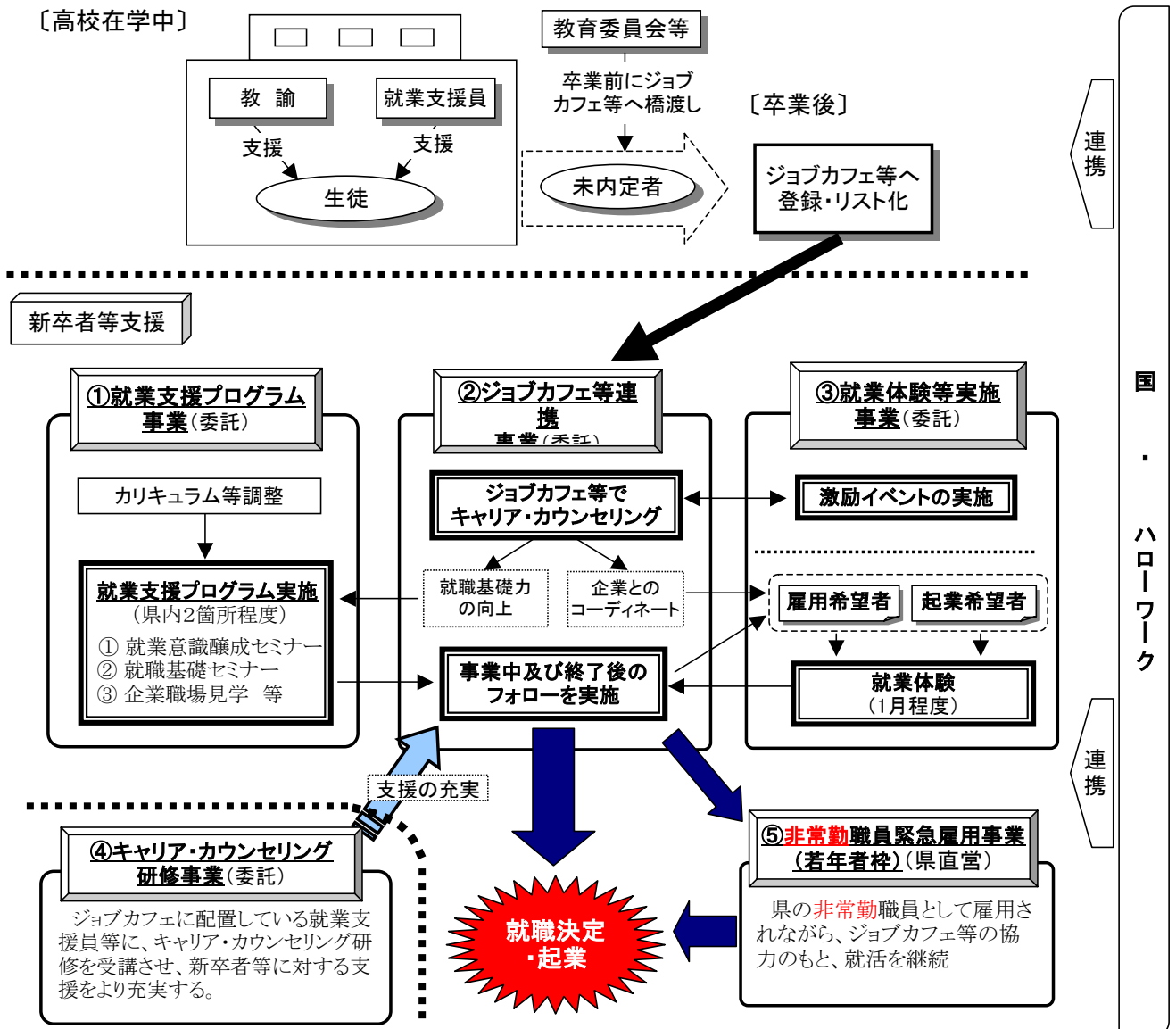
県の非常勤職員の若年者枠を設定し、就職が決まらない若者を雇用

ア 任用予定数 : 50人程度

イ 任用対象 : 若年失業者

ウ 任用予定期間 : 平成22年7月ころ~平成23年3月

3 事業イメージ



エ(イ) 新卒者等のふるさと就職促進について

1 事業内容

(1) 概要

新規高卒者等に対して、対象期間内に採用内定した事業主に対し、市町村が補助金や奨励金等の支援を実施した場合、市町村に対しその一部を補助するもの

(2) 補助対象経費及び補助率

市町村の支援事業費に要する経費の1/2に相当する額以内の額(上限額あり)

(3) 予算額

20,000千円

(4) 採用内定の対象期間

平成22年2月8日～平成22年6月19日

(5) 対象者となる新卒者等

H22年3月卒新規高卒者等で、各市町村で規定する者

(6) 対象事業主(予定)

- (1) 県内に事業所を有し、対象期間内(平成22年2月8日～H22年6月19日)に対象者を内定したものであること
- (2) 新規高卒者等の就業場所が岩手県内であること
- (3) 雇用契約が、雇用期間の定めのないもの又は雇用期間の定めのある場合は「1年を超えて引き続き雇用されると見込まれるもの」であること
- (4) 雇用期間が6月以上であること(但し、本人都合による退職、やむを得ない理由により事業継続が不可能になったことによる解雇となった場合を除く)
- (5) 各市町村で規定している事業主であること

※対象とならない事業主は以下のとおり

- (1) H22年3月卒新規高卒者等を内定取消又は求人取消した場合
- (2) 「新規高卒者等」を対象とした求人の受付時に採用が内定している場合又は雇用(予約を含む)場合
- (3) 労働保険及び社会保険の法令に反し加入しない場合

2 事業イメージ

